



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（労政能力開発課）…………… 1

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）… 3
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定の辞退（福祉・援護課）… 3
- 農業振興地域の区域の変更（農政経済課）…………… 3
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 3

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（科学技術振興課）…………… 4

訓 令

- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課）…………… 7

規 則

沖縄県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月 5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第49号

沖縄県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

沖縄県訓練手当支給規則（昭和52年沖縄県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は求職者」を「、求職者」に改め、「職場適応訓練」という。）の次に「又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）」を加える。

第4条第1項中「又は職場適応訓練」を「、職場適応訓練又は認定職業訓練」に改める。

第10条第1項中「当該職業訓練を行う施設の長（当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長をいう。以下同じ。）を経由して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、公共職業訓練を受ける者にあつては当該公共職業訓練を行う施設の長を、職場適応訓練を受ける者にあつては当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を経由して行うものとする。

第10条第3項中「当該職業訓練を行う施設の長を経由して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、公共職業訓練を受ける者にあつては当該公共職業訓練を行う施設の長を、職場適応

訓練を受ける者にあつては当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を経由して行うものとする。

第1号様式中 「 公 共 職 業 訓 練 職 場 適 応 訓 練 」 を

「 公 共 職 業 訓 練 職 場 適 応 訓 練 認 定 職 業 訓 練 」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第471号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年10月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ピースデンタルクリニック	北谷町字桑江468番地3	平成24年8月1日
山田眼科医院	那覇市字松川441番地	平成24年8月1日
おおみね眼科	うるま市字安慶名410番地	平成24年8月7日
クイック調剤薬局名護店	名護市大北五丁目22番26号	平成24年9月1日
そうごう薬局壺川店	那覇市壺川1丁目13番7号レジデンスプロスパ	平成24年9月1日
吉原東洋薬局宮城店	浦添市宮城六丁目1番15-1号	平成24年9月3日
たつや整形外科	浦添市宮城六丁目1番15号浦添メディカルプラザ2階	平成24年9月3日

沖縄県告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年10月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人博寿会もとぶ記念病院	本部町字石川972番地	医療法人ノーブルノーブルメディカルセンター	医療法人博寿会もとぶ記念病院	平成24年7月9日
ゆうクリニック	名護市宇茂佐の森一丁目1番地5	当真ハートクリニック	ゆうクリニック	平成24年9月3日

沖縄県告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨

の届出があった。

平成24年10月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
とくだ心療内科	うるま市字江洲598番地4	うるま市字江洲602番地	うるま市字江洲598番地4	平成24年9月1日
ゆうクリニック	名護市字茂佐の森一丁目1番地5	名護市字宇茂佐1324番地	名護市字茂佐の森一丁目1番地5	平成24年9月3日

沖縄県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年10月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
山田眼科医院	那覇市三原1丁目31番20号	平成24年8月1日
おおみね眼科	うるま市字安慶名415番地1	平成24年8月7日
ふくろう薬局	糸満市字潮平767番地19	平成24年9月1日
有限会社松川薬局	那覇市字松川315番地3	平成24年9月8日

沖縄県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成24年10月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	辞退年月日
ゆめクリニック	那覇市赤嶺2丁目3番地1 101	平成24年10月1日

沖縄県告示第476号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、昭和50年沖縄県告示第81号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成24年10月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 変更した地域の名称 読谷農業振興地域
- 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき都市計画を変更し、新たに用途地域として定めた地域に含まれる農業振興地域を読谷農業振興地域から除外する。
- 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第477号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成24年10月5日から同月19日まで嘉手納漁業組合事務所において縦覧に供する。

平成24年10月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 嘉手納町字水釜123番地 古謝得勇、嘉手納町字水釜474番地ハウス番号7172 奥間盛行
- 2 加入区 嘉手納加入区

公 告

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年10月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄ライフサイエンス研究センター空調機 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年3月29日（金曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄ライフサイエンス研究センター 沖縄県うるま市字州崎5番8

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成24年10月5日（金曜日）から同年11月13日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企画部科学技術振興課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2560

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年11月14日（水曜日）午前10時00分
- (2) 場所 沖縄県庁舎7階第4会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年10月5日（金曜日）から同月12日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県企画部科学技術振興課
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部科学技術振興課
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成24年11月13日（火曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部科学技術振興課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 13 Summary
- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY :Okinawa Life-Science Reserch Center Air-conditioning Equipment (1 system)
 - (2) DEADLINE FOR DELIVERY : March 29th, 2013
 - (3) OPENING OF BIDS : November 14th, 2012 (10:00 am)
 - (4) POINT OF CONTACT : Science and Technology Promotion Division, DEPARTMENT OF PLANNING, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, Japan, 900-8570
Telephone : 098-866-2560

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年10月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄ライフサイエンス研究センター中央監視・自動制御装置 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年3月29日（金曜日）

- (4) 納入の場所 沖縄ライフサイエンス研究センター 沖縄県うるま市宇州崎5番8
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成24年10月5日（金曜日）から同年11月13日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企画部科学技術振興課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2560
- 4 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成24年11月14日（水曜日）午前11時00分
- (2) 場所 沖縄県庁舎7階第4会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。
- 7 入札の無効 次に掲げる入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年10月5日（金曜日）から同月12日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県企画部科学技術振興課
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部科学技術振興課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成24年11月13日（火曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部科学技術振興課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

13 Summary

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY :Okinawa Life-Science Reserch Center Central monitoring and Automatic control device (1 system)
- (2) DEADLINE FOR DELIVERY : March 29th, 2013
- (3) OPENING OF BIDS : November 14th, 2012 (11:00 am)
- (4) POINT OF CONTACT : Science and Technology Promotion Division, DEPARTMENT OF PLANNING, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, Japan, 900-8570
Telephone : 098-866-2560

 訓 令

沖縄県訓令第46号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年10月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「海中保全地区」を「海域保全地区」に、「第10節 農村整備課」を

「第10節 農村整備課

定型農村1 海岸保全区域の指定 に、「定型農港1 第〇種漁港の指定」を

定型農村2 海岸保全区域の指定の廃止」

「定型農港1 第〇種漁港の指定

定型農港2 第〇種漁港の指定の内容の変更」に、「定型農港2」を「定型農港3」に、「定型農港3」

を「定型農港4」に、「定型農港4」を「定型農港5」に、「定型農港5」を「定型農港6」に、「定型農

港6」を「定型農港7」に、「定型農港7」を「定型農港8」に、「定型農港8」を「定型農港9」に、

「定型農港9」を「定型農港10」に、「定型農港10」を「定型農港11」に、「定型農港11」を「定型農港

12」に、「定型農港12」を「定型農港13」に、「定型農港13」を「定型農港14」に、「道路の位置」を「建

築基準法に基づく道路（道路の位置）」に、「定型土建10 総合的設計による一団地内の建築物の位置及び

構造の認定」を

「定型土建10 総合的設計による一団地内の建築物の位置及び構造の認定

定型土建11 一定の一団の土地の区域内の建築物の位置及び構造の認定」に、「定型土建11」を「定型土

建12」に、「定型土建12」を「定型土建13」に、「定型土建13」を「定型土建14」に、「定型土建14」を

「定型土建15」に、「定型土建15」を「定型土建16」に、「定型土建16」を「定型土建17」に、「定型土建

17」を「定型土建18」に改める。

定型共通4中「平成22年 月 日」を「平成__年__月__日」に、「入札金額」を「見積る契約金額」に改

める。

定型環政1、定型環政2、定型環政3、定型環政4及び定型環政5中「問い合わせ先」を「問合せ先」に

改める。

定型環保2中「第14条の7第1項」を「第14条第8第1項」に、「第14条の7第4項」を「第14条の8

第4項」に改める。

定型環自2中「第6条第1項」を「第8条第1項」に、「第6条第2項」を「第8条第2項」に改める。

定型環自3中「第6条第1項」を「第8条第1項」に、「第6条第2項」を「第8条第3項において準用する同条第2項」に改める。

定型環自6中「第13条第1項」を「第20条第1項」に、「第13条第3項」を「第20条第3項において準用する同条例第4条第2項」に、「(別紙図面)」を「(「別紙図面」)」に改める。

定型環自7中「第13条第1項」を「第20条第1項」に、「第13条第3項」を「第20条第3項において準用する同条例第4条第2項」に、「特別区域」を「特別地域」に改める。

定型環自8中「(別紙図面)」を「(「別紙図面」)」に改める。

定型環自29中

「 沖縄県自然環境保全条例(昭和48年沖縄県条例第54号)第18条第1項の規定により、___自然環境保全地域に関する保全計画を決定した。その概要は次のとおりである。 」

を

「 沖縄県自然環境保全条例(昭和48年沖縄県条例第54号)第18条第1項の規定により決定した___自然環境保全地域に関する保全計画の概要は、次のとおりである。 」

に、

なお、関係図書は、沖縄県環境生活部自然保護課に備え置いて縦覧に供する。

「施設」を「事業」に改める。

定型環自30及び定型環自31中「公表」を「告示」に改める。

定型環自42及び定型環自43中「海中保全地区」を「海域保全地区」に改める。

第7章第10節を次のように改める。

第10節 農村整備課

定型農村1 海岸保全区域の指定

行為の根拠 海岸法第3条第1項(第2項)

告示の根拠 海岸法第3条第4項

沖縄県告示第 号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項(第2項)の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県農林水産部農村整備課及び_____において縦覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 ___ _ 名

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	

注 告示文中「_____」の部分については、当該海岸の存する区域を所管する農林土木事務所又は農林水産振興センターを記載すること。

定型農村2 海岸保全区域の指定の廃止

行為の根拠 海岸法第3条第1項(第2項)

告示の根拠 海岸法第3条第4項

沖縄県告示第 号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項（第2項）の規定により、平成__年沖縄県告示第__号で指定した海岸保全区域の指定を次のとおり廃止する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

海岸の名称			指定廃止区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	

定型農港1中「第6条第11項」を「第6条第10項」に改める。

第7章第13節中定型農港13を定型農港14とし、定型農港3から定型農港12までを1定型ずつ繰り下げる。

定型農港2中「第6条第11項」を「第6条第10項」に改め、同定型を定型農港3とし、定型農港1の次に次の1定型を加える。

定型農港2 第〇種漁港の指定の内容の変更

行為の根拠 漁港漁場整備法第6条第5項

告示の根拠 漁港漁場整備法第6条第10項

沖縄県告示第__号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定により、次のとおり第__種__漁港の指定の内容を変更する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 漁港の名称 ____ 漁港
- 2 漁港の所在地
- 3 漁港の区域

水域	陸域

定型土河6中「河川地域」を「河川区域」に改める。

定型土建4から定型土建6までを次のように改める。

定型土建4 建築基準法に基づく道路（道路の位置）の指定

行為の根拠 建築基準法第42条第1項（第2項）

告示の根拠 建築基準法施行規則第10条第1項

(1) 道路の場合

沖縄県告示第__号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号（第2項）の規定により、道路を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県__土木事務所において閲覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 __ __ __ 名

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号（第2項）の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成__年__月__日
- 3 指定に係る道路の位置

4 指定に係る道路の延長及び幅員

- (1) 延長
- (2) 幅員

(2) 道路の位置の場合

沖縄県告示第 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県 土木事務所において閲覧に供する。

平成 年 月 日

沖縄県知事 氏 名

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成 年 月 日
- 3 指定に係る道路の位置
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長
 - (2) 幅員

特記事項 この告示に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の規定により、土木事務所の長に委任されている事項に係る告示を行うときの知事名の部分については、当該土木事務所の長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該土木事務所とする。

定型土建5 建築基準法に基づく道路（道路の位置）の指定の変更

行為の根拠 建築基準法第42条第1項（第2項）

告示の根拠 建築基準法施行規則第10条第1項

(1) 道路の場合

沖縄県告示第 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号（第2項）の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、沖縄県 土木事務所において閲覧に供する。

平成 年 月 日

沖縄県知事 氏 名

- 1 変更に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号（第2項）の規定による道路
- 2 変更の年月日 平成 年 月 日
- 3 変更前
 - (1) 道路の位置
 - (2) 道路の延長及び幅員
 - ア 延長
 - イ 幅員
- 4 変更後
 - (1) 道路の位置
 - (2) 道路の延長及び幅員
 - ア 延長
 - イ 幅員

(2) 道路の位置の場合

沖縄県告示第 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、沖縄県____土木事務所において閲覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 ____ 名

- 1 変更に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 変更の年月日 平成__年__月__日
- 3 変更前
 - (1) 道路の位置
 - (2) 道路の延長及び幅員
 - ア 延長
 - イ 幅員
- 4 変更後
 - (1) 道路の位置
 - (2) 道路の延長及び幅員
 - ア 延長
 - イ 幅員

特記事項 この告示に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の規定により、土木事務所の長に委任されている事項に係る告示を行うときの知事名の部分については、当該土木事務所の長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該土木事務所とする。

定型土建6 建築基準法に基づく道路（道路の位置）の指定の廃止

行為の根拠 建築基準法第42条第1項（第2項）

告示の根拠 建築基準法施行規則第10条第1項

(1) 道路の場合

沖縄県告示第 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号（第2項）の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県____土木事務所において閲覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 ____ 名

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第4号（第2項）の規定による道路
- 2 廃止の年月日 平成__年__月__日
- 3 廃止に係る道路の位置
- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長
 - (2) 幅員

(2) 道路の位置の場合

沖縄県告示第 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県____土木事務所において閲覧に供する。

平成__年__月__日

沖縄県知事 氏 _ _ _ 名

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 廃止の年月日 平成_年_月_日
- 3 廃止に係る道路の位置
- 4 廃止に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長
 - (2) 幅員

特記事項 この告示に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の規定により、土木事務所の長に委任されている事項に係る告示を行うときの知事名の部分については、当該土木事務所の長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該土木事務所とする。

第10章第12節中定型土建17を定型土建18とし、定型土建12から定型土建16までを1定型ずつ繰り下げる。定型土建11中「第86条第1項」の次に「(第2項)」を加え、同定型を定型土建12とし、定型土建10の次に次の1定型を加える。

定型土建11 一定の一団の土地の区域内の建築物の位置及び構造の認定

行為の根拠 建築基準法第86条第2項

公告の根拠 建築基準法第86条第8項

沖縄県告示第 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の一団の土地の区域（以下「対象区域」という。）内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成_年_月_日

沖縄県知事 氏 _ _ _ 名

- 1 対象区域
- 2 対象区域等を縦覧に供する場所
- 3 認定年月日及び指令番号

附 則

この訓令は、平成24年10月5日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---